

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月29日

【事業年度】 第89期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

【会社名】 株式会社ガイドーリミテッド

【英訳名】 DAIDOH LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 口 正 幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理室長 福 羅 喜 代 志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理室長 福 羅 喜 代 志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高	(百万円)	32,744	30,526	26,304	26,668	29,553
経常利益	(百万円)	2,444	261	563	461	1,691
当期純利益又は当期純損失 ( )	(百万円)	4,783	4,949	29	420	380
包括利益	(百万円)	-	-	-	378	1,452
純資産額	(百万円)	38,854	28,270	26,284	24,485	24,521
総資産額	(百万円)	72,718	55,914	57,613	51,153	48,441
1株当たり純資産額	(円)	1,064.18	792.79	758.16	704.19	713.00
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額( )	(円)	130.62	138.07	0.85	12.21	11.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	130.09	-	0.85	12.15	10.99
自己資本比率	(%)	53.1	50.1	45.2	47.5	50.2
自己資本利益率	(%)	12.1	14.9	0.1	1.7	1.6
株価収益率	(倍)	9.03	-	850.91	65.76	63.67
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	126	730	3,770	494	131
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,333	3,997	1,717	3,735	450
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,688	6,239	1,817	5,198	2,348
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	4,279	2,630	6,481	5,540	2,837
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	2,134 [734]	2,036 [706]	1,797 [715]	1,797 [806]	1,779 [771]

(注) 1. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)を含んでおりません。

2. 従業員数は就業人員数を表示しております。

3. 第86期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高	(百万円)	5,293	5,124	4,935	1,949	2,056
経常利益	(百万円)	2,470	1,627	1,243	766	1,083
当期純利益又は当期純損失 ( )	(百万円)	4,884	3,431	884	222	200
資本金	(百万円)	6,891	6,891	6,891	6,891	6,891
発行済株式総数	(千株)	37,696	37,696	37,696	37,696	37,696
純資産額	(百万円)	32,867	24,506	23,366	21,894	21,785
総資産額	(百万円)	63,283	48,795	51,957	37,976	36,137
1株当たり純資産額	(円)	903.56	689.55	675.96	631.46	635.13
1株当たり配当額	(円)	58.00	43.00	43.00	43.00	30.00
(1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(20.00)	(20.00)	(20.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額( )	(円)	133.38	95.74	25.46	6.47	5.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	132.84	-	25.37	6.43	5.79
自己資本比率	(%)	51.8	50.0	44.7	57.3	59.9
自己資本利益率	(%)	14.5	12.0	3.7	1.0	0.9
株価収益率	(倍)	8.84	-	28.40	124.17	120.98
配当性向	(%)	43.5	-	168.9	664.9	515.5
従業員数	(名)	46	31	75	74	75
〔外、平均臨時雇用者数〕		[13]	[1]	[25]	[26]	[28]

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。  
2. 従業員数は就業人員数を表示しております。  
3. 第86期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。  
4. 平成22年4月1日に当社は純粋持株会社へ移行しております。

2 【沿革】

年月	概要
明治12年	創業 栗原イネ 製織事業を起業
大正7年4月	栗原紡織合名会社設立
昭和11年3月	栗原毛織株式会社設立 稲沢工場(紡績・機織)を建設
昭和16年3月	栗原毛織株式会社は株式会社関西製絨所を合併し、(旧)大同毛織株式会社を設立、紡織から織物整理までの一貫生産体制を整えた
昭和24年10月	企業再建整備法により大同毛織株式会社に改組、新発足
昭和25年4月	高級紳士服地「ミリオンテックス」発売
昭和25年5月	株式を東京証券取引所に上場
昭和25年6月	株式を名古屋証券取引所に上場
昭和28年11月	小田原工場(紡績)を建設
昭和39年1月	既製服の製造販売会社として、株式会社ニューヨーカーを設立
昭和39年11月	織物の整理を担当する守山工場を分離し、関絨株式会社を設立
昭和40年6月	織物の販売会社として、ミリオンテックス株式会社を設立
昭和55年5月	株式会社ニューヨーカー(既製服製造・販売)を吸収合併し、衣料分野に進出
平成元年8月	商号を「大同毛織株式会社」から「株式会社ガイドーリミテッド」に変更
平成5年12月	毛織物・既製服の製造会社として、日中合併による上海同豊毛紡織時裝有限公司(現大同利美特(上海)有限公司・連結子会社)を設立
平成8年7月	小田原工場閉鎖
平成11年10月	株式会社ハンプトン(織物製造・販売)、株式会社ユニベール(織物製造・販売)を吸収合併
平成13年6月	既製服の製造会社として、大同利美特時裝(上海)有限公司(現連結子会社)を設立
平成13年7月	既製服の製造会社として、大同清野時裝(馬鞍山)有限公司(現大同佳樂登(馬鞍山)有限公司・現連結子会社)を設立
平成14年3月	稲沢工場閉鎖
平成14年10月	会社分割により株式会社メンズニューヨーカー及び株式会社レディースニューヨーカーを設立、織物事業部をミリオンテックス株式会社に併合
平成14年12月	ジャルダン株式会社の全株式を取得
平成15年4月	既製服の物流会社として、株式会社ガイドートレーディングを設立
平成15年9月	既製服の中国における販売会社として、上海紐約克服装販売有限公司(現連結子会社)を設立
平成16年3月	株式会社ドーホーインターナショナル及びニューヨーカー工業株式会社を清算
平成16年10月	注文服および既製服の販売会社として、株式会社ギープスアンドホークスジャパンを設立
平成16年11月	中国における統轄管理会社として、大同利美特(上海)管理有限公司(現連結子会社)を設立
平成16年12月	手編糸の中国における販売会社として、芭貝(上海)毛線編結有限公司(現連結子会社)を設立
平成17年4月	株式会社ウールロードクラブ(非連結)から株式会社N.Y.クロージングに社名変更 既製服の販売代行として、株式会社ジェ・ディ・ビジネスクリエーションを設立
平成17年5月	既製服の中国における販売会社として、北京紐約克服装販売有限公司を設立

年月	概要
平成17年10月	当社グループにおける管理業務代行会社として、株式会社ガイドーシェアードサービスを設立
平成18年8月	株式会社ニューヨーカー（現連結子会社）を設立
平成18年9月	株式会社ジェイ・ディ・ビジネスクリエイションを解散
平成18年10月	衣料製品事業である株式会社ニューヨーカー、株式会社メンズニューヨーカー、株式会社レディースニューヨーカー、株式会社N.Y.クロージング、株式会社マイスーツクラブ、株式会社パークレイは、株式会社ニューヨーカー（現連結子会社）を存続会社として吸収合併
平成18年10月	衣料製品事業のジャルダン株式会社と衣料原料事業の株式会社パピー（子会社の株式会社パップスを含む）を合併し、社名を株式会社パピージャルダンに変更
平成19年8月	株式会社ガイドーインターナショナルを設立
平成19年10月	ミリオンテックス株式会社は株式会社ガイドーインターナショナルに吸収合併
平成19年10月	株式会社ガイドートレーディングは、株式会社ガイドーインターナショナルに営業権譲渡し解散
平成19年10月	株式会社ギープスアンドホークスジャパンを解散
平成19年12月	持分法適用関連会社である株式会社リパティジャパンにおけるLiberty Retail PLC. との合併契約を終了
平成20年2月	株式会社ユースーツを解散
平成20年3月	株式会社ガイドーアドバンスの全株式を譲渡
平成20年11月	株式会社パピージャルダンは、株式会社ガイドーインターナショナルを存続会社として吸収合併
平成21年4月	北京紐約克服装販売有限公司は、愛雅仕商貿（北京）有限公司（現連結子会社）に社名変更
平成22年4月	株式会社ガイドーリミテッドは、不動産賃貸事業を会社分割して株式会社ガイドーインターナショナルに承継し、純粋持株会社に移行
平成22年4月	株式会社ガイドーインターナショナルは、株式会社ダイナシティを吸収合併して株式会社ダイナシティ（現連結子会社）に社名変更
平成22年4月	株式会社ダイナシティ（現連結子会社）より新設分割により株式会社ガイドーインターナショナル（現連結子会社）を設立
平成22年4月	株式会社ガイドーシェアードサービスを解散
平成22年7月	大都利美特（中国）投資有限公司（現連結子会社）を設立
平成23年6月	芭貝（上海）毛線編結有限公司は、大同利美特商貿（上海）有限公司（現連結子会社）に社名変更

### 3 【事業の内容】

当社グループが営む主な事業内容と、事業を構成している(株)ガイドーリミテッド（以下「当社」という。）及び関係会社の当該事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

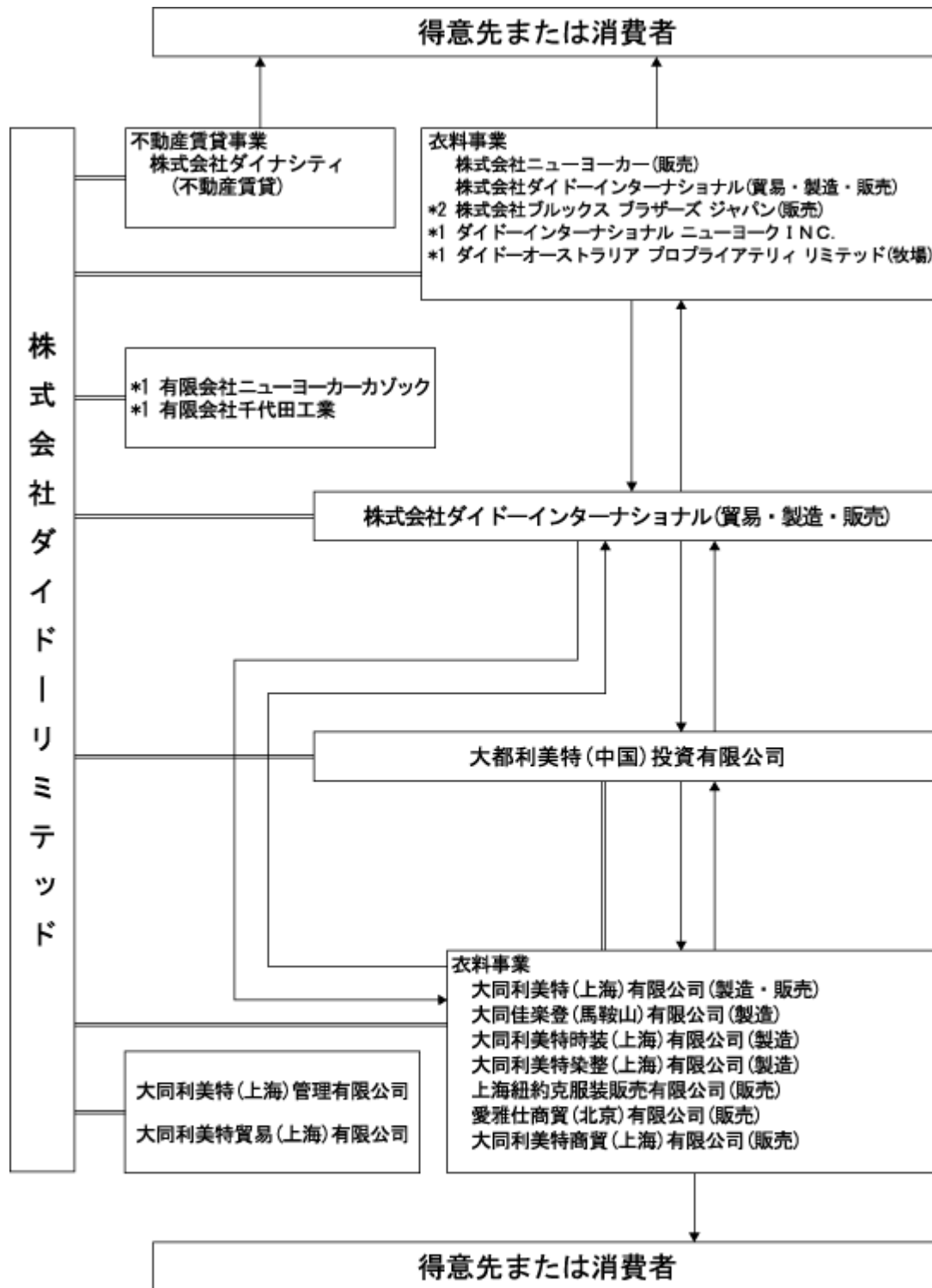
#### 『衣料事業』

事業者向けの毛織物及び消費者向けの紳士・婦人衣料製品等の製造販売を行っております。

#### 『不動産賃貸等事業』

ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等を行っております。

当社グループの状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



(注) 無印 連結子会社  
\*1 非連結子会社  
\*2 持分法適用会社

—— 出資状況(間接出資を含む)  
——> 取引の流れ

平成23年6月1日に、芭貝(上海)毛線編結有限公司は大同利美特商貿(上海)有限公司に社名変更をいたしました。

#### 4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権所有 【被所有】 の割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
大都利美特(中国)投資有限公司 (注) 2	中華人民共和国上海市	千米ドル 30,000	全社共通	100.0	当社グループの在中国子会社の 経営管理を行っております。 役員の兼任あり。
大同利美特(上海)有限公司(注) 2	中華人民共和国上海市	千米ドル 56,080	衣料事業	98.2 (40.3)	衣料用原料及び衣料製品の製造 加工を行っております。 役員の兼任あり。
大同利美特時装(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 3,350	衣料事業	100.0 (10.5)	衣料製品の製造加工を行って おります。役員の兼任あり。
大同佳樂登(馬鞍山)有限公司	中華人民共和国安徽省	千米ドル 3,810	衣料事業	100.0 (21.3)	衣料製品の製造加工を行って おります。役員の兼任あり。
大同利美特染整(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 3,500	衣料事業	100.0 (2.2)	当社グループ製品の製造加工を 行っております。 役員の兼任あり。
大同利美特貿易(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 1,000	衣料事業	100.0	当社グループの対中国物流を 行っております。 役員の兼任あり。
上海紐約克服装販売有限公司 (注) 3	中華人民共和国上海市	千米ドル 4,690	衣料事業	95.7 (21.3)	当社グループの製品を販売して おります。
愛雅仕商貿(北京)有限公司	中華人民共和国北京市	千米ドル 1,000	衣料事業	100.0	当社グループの製品を販売して おります。
大同利美特商貿(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 670	衣料事業	100.0 (10.5)	当社グループの製品を販売して おります。役員の兼任あり。
大同利美特(上海)管理有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 2,000	全社共通	100.0	当社グループの在中国子会社の 経営管理を行っております。 役員の兼任あり。
㈱ダイナシティ(注) 5	東京都千代田区	100	不動産賃貸 事業	100.0	当社グループの不動産の管理を 行っております。 役員の兼任あり。
㈱ニューヨーカー(注) 5	東京都千代田区	300	衣料事業	100.0	当社グループの製品を販売して おります。役員の兼任あり。
㈱ガイドーインターナショナル (注) 5	東京都千代田区	100	衣料事業	100.0	当社グループの製品の製造加 工、物流、販売をしております。 役員の兼任あり。
(持分法適用関連会社)					
㈱ブルックスブラザーズジャパン	東京都港区	125	衣料事業	40.0	当社グループの製品を販売して おります。役員の兼任あり。
(その他の関係会社)					
㈱オンワードホールディングス (注) 4	東京都中央区	30,079	衣料事業	1.3 [17.5]	衣料製品を販売しております。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 議決権に対する所有割合の(内書)は間接所有であります。

4. 株式会社オンワードホールディングスは有価証券報告書の提出会社であります。

5. 株式会社ダイナシティ、株式会社ニューヨーカー及び株式会社ガイドーインターナショナルについては、売上高(連結会社相互間の内部売上を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

#### 主要な損益情報等

	株式会社 ダイナシティ	株式会社 ニューヨーカー	株式会社ガイドー インターナショナル
(1) 売上高	4,919百万円	15,637百万円	8,431百万円
(2) 経常利益又は経常損失( )	991百万円	684百万円	466百万円
(3) 当期純利益又は当期純損失( )	530百万円	307百万円	623百万円
(4) 純資産額	3,820百万円	4,782百万円	595百万円
(5) 総資産額	13,478百万円	6,559百万円	3,251百万円



## 5 【従業員の状態】

### (1) 連結会社の状態

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
衣料事業	1,681 (714)
不動産賃貸事業	13 (26)
全社(共通)	85 (31)
合計	1,779 (771)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状態

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
75 (28)	47.8	23.1	5,829

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	75 (28)
合計	75 (28)

(注) 1. 平均年間給与は、諸手当及び賞与を含んでおります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (3) 労働組合の状態

名称 U I ゼンセン同盟ガイドーグループユニオン  
(上部団体.....U I ゼンセン繊維関連部会)

組合員数 103名(平成24年3月31日現在)

労使関係 正常かつ安定した労使関係を維持しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、東日本大震災の影響による経済活動の停滞から回復の傾向が見られたものの、欧米の財政問題による急激な円高や株価の低迷などにより、国内景気と個人消費は先行き不透明な状況で推移いたしました。

衣料品業界におきましては、景気や雇用情勢の先行き不安や所得の伸び悩みなどで消費マインドの改善にはいたらず、引き続き厳しい状況下にあります。

このような経営環境が続くなか、当社グループは「お客様第一」「品質本位」の基本理念を基に経営の効率化をすすめております。

中国におきましては、大都利美特（中国）投資有限公司を中心に経営効率化のための活動を進め、生産会社群の整備と主力製造ラインの移設をはかり、販売面ではスーツのオーダーメイドの店舗展開を推進しております。

日本国内におきましては、衣料事業では不採算店舗の撤退やチャネル特性に合った販売方法と商品供給を行い、不動産賃貸事業では集約した資産を一元管理することで効率的な運営を進めております。また、不採算事業の見直しの一環として連結子会社の事業の一部撤退を決め、連結業績を中心とした分社経営体制の強化と経費の削減を進めてグループ総合力の向上に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は29,553百万円(前期比10.8%増)、営業利益は1,352百万円(前期比85.9%増)、経常利益は1,691百万円(前期比266.0%増)、当期純利益は、投資有価証券売却益等の特別利益126百万円、事業構造改善費用・店舗撤退などによる固定資産除売却損等の特別損失354百万円を計上いたしました結果、380百万円(前期比9.4%減)となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

#### 衣料事業

OEM（取引先ブランド製造卸）の受注・販売につきましては、順調に推移し、売上高は前期比で増加いたしました。

株式会社ニューヨーカーを中心とする小売販売につきましては、秋物・春物販売時期の天候不順の影響はありましたが、夏季のクールビズ対応商品の販売は好調に推移し、売上高は前期比で増加いたしました。また、新しい販売チャネルとして取り組んでおりますオンラインストアは、情報の充実やお客様の使いやすさを重視し、会員数も増加して順調に推移いたしました。

中国におきましては、工場直営のオーダースーツストア「ミリオンクラブ」の店舗数を増やして展開いたしました。

以上の結果、売上高は24,893百万円（前期比14.5%増）、セグメント損失（営業損失）は168百万円（前期比75.6%減）となりました。

## 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業につきましては、小田原の商業施設「ダイナシティ」は堅調に推移し、節電への対応にも努めて経費の削減をいたしました。また、オフィス賃貸は、賃料の改定等もあり売上が減少いたしました。

以上の結果、売上高は4,919百万円（前期比5.4%減）、セグメント利益は1,146百万円（前期比1.6%減）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金および現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,702百万円減少し2,837百万円となりました。

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は1,463百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失は388百万円）となり、仕入債務の増減額は前連結会計年度より1,090百万円減少して734百万円の減少、売上債権の増加による支出は前連結会計年度より712百万円増加して1,024百万円、たな卸資産の増加による支出は前連結会計年度より185百万円減少して393百万円、減価償却費は前連結会計年度より220百万円減少して1,870百万円、預り保証金の返済による支出は前連結会計年度より265百万円増加して898百万円、投資有価証券の売却損益は前連結会計年度より656百万円増加して売却益124百万円となり、当連結会計年度の営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、前連結会計年度より363百万円減少し131百万円の収入超過（前連結会計年度は494百万円の収入超過）となりました。

前連結会計年度は有価証券の償還による収入5,523百万円及び投資有価証券の取得による支出1,979百万円があり、当連結会計年度の投資有価証券の売却による収入は前連結会計年度より1,381百万円減少して210百万円、有形固定資産の取得による支出は前連結会計年度より202百万円減少して566百万円となり、当連結会計年度の投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、450百万円の支出超過（前連結会計年度は3,735百万円の収入超過）となりました。

当連結会計年度の長期借入金の借入による収入は前連結会計年度より3,500百万円減少して500百万円、長期借入金の返済による支出は前連結会計年度より625百万円減少して1,000百万円、短期借入金の純増減額は前連結会計年度より5,700百万円減少して300百万円の減少、配当金の支払額は前連結会計年度より347百万円減少して1,148百万円となり、当連結会計年度の財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、2,348百万円の支出超過（前連結会計年度は5,198百万円の支出超過）となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
衣料事業	16,551	+ 15.4
合計	16,551	+ 15.4

- (注) 1. 上記の金額は、販売価額によっております。  
2. 上記の金額は、セグメント間の内部振替前の数値によっております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

### (2) 受注状況

当社グループは見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
衣料事業	24,893	+ 14.5
不動産賃貸事業	4,660	5.5
合計	29,553	+ 10.8

- (注) 1. 上記の金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数値であります。  
2. 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く市場環境は依然として不透明な状況にあります。この様な厳しい経営環境のなかで「お客様第一」「品質本位」の基本理念のもと、製造から販売まで完結できる総合力を活かし利益体質を構築してまいります。

#### 「価値のある企業」への進化

長い年月をかけて絶え間のないイノベーションの積み重ねにより築き上げられた人類の財産ともいえる「エキストラファインメリノウール」「ファインウーステッド」「欧米仕立てハンドメイドライン」の高品質な製品を中国から供給し、「志を持つ企業」として社会的な存在価値を高めてまいります。

また、昨年発足いたしました「お客様に対する商品の安全と品質保証の仕組みづくり」を主な目的としたDE制度（グイドーエンゲージメント制度：グイドーグループのお客様へのお約束）により、サプライヤーの皆様とともに行動規範を共有し、製品の「安全・品質」を高めてまいります。

#### 「業績志向の経営」の実行

##### ・明確な方向と目標

各部門ごとに明確な方向と目標を示し、これに沿った計画を実行してまいります。

##### ・見える化

業務の見える化を業務改革により推進してまいります。これにより、高品質な製品の供給、高レベルなサービスの提供を目指してまいります。

##### ・品質競争力とマーケティング競争力

当社独自の技術・技能・知恵の結集である品質競争力を高めてまいります。また、現場の技術とお客様のニーズを結びつけることで評価を得られるよう努めるとともに、広報・販促活動やオンラインサービスの充実をはかり、マーケティング競争力を高めてまいります。

#### 具体的な事業戦略

10年という時間軸の中で、お客様第一・品質・領域・信用・効率をキーワードに、ウールを縦軸とした自社一貫工場からお客様にダイレクトに商品をお届けするスーツビジネスの構築を目指してまいります。また、オーダースーツストア事業の「ミリオンクラブ」の店舗展開に加え、「ミリオンテックス・Z」の生地を使用した既製ス・ツショップ事業の検討もしております。

株式会社ニューヨーカーはグイドークオリティの象徴「ハウスタータン」をイメージの中心に据え、一目で「ニューヨーカー」とわかるスタイルを作り上げることを目指し、演出力を高め、魅力的な商品を提供し、サービス力を高めてまいります。

中国におきましては、市場の特性に適したマーチャンダイジング力を高め、オンラインサービスなどお客様にとって使いやすく効果的な販売経路の充実に努めてまいります。

中国が世界の工場から世界の市場としてその存在感を高めるなか、当社の中国工場群は、中国国内において5年・10年という時間軸の中で品質競争力・コスト競争力を高め、再配置を進めてまいります。

また、上海市松江区にあります輸出加工区内のオーダー製品縫製工場の能力強化をはかってまいります。今秋、加工区敷地内の現工場に隣接して工場を増設し、紳士上着オーダー専門の工場からスラックスを含めたオーダー多能工工場へと変革いたします。

不動産賃貸事業におきましては、引き続き小田原・秋葉原・千駄ヶ谷等の土地建物の有効活用と活性化をはかり、営業力の強化と効率的な運営を進めてまいります。大型商業施設の競争激化が予想されるなか、小田原ダイナシティは地域の皆様に愛され、地域に根ざした商業施設を目指してまいります。

#### 「組織構造の改革」の実施

連結子会社である株式会社ガイドーインターナショナルは、自社ブランドを取り扱う小売事業と商社機能を中心とした卸売事業に業態を変更してまいります。

以上のように、OEM・オーダービジネスをマニュファクチャラー部門からアジアや欧米に展開する事業を加えて、株式会社ニュー Yorker・株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパンを含めて当社グループの得意な領域での付加価値の拡大をもって、現在の市場に適應する企業に進化・変化させてゆくことを積極的に推進してまいります。

CSR（企業の社会的責任）とコンプライアンス（法令遵守）につきましては、企業倫理の重要性を認識するとともに、「お客様第一」「品質本位」の基本理念を通じて、株主価値の最大化を実現するために、的確かつ迅速に経営されるべきと考えております。その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先・社員等の各ステークホルダー（関係各位）との良好な関係を築くとともに、株主総会・取締役会・監査役会・会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善をおこない、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を充実させてまいります。

また、当社ホームページ（<http://www.daidoh-limited.com/>）において株主および投資家の皆様への迅速かつ正確な情報の開示に努めるとともに、企業情報の共有化を進め、経営の透明性を高めてまいります。

なお、平成17年4月より施行されました個人情報保護法に関して、全役員および全従業員に継続的な啓蒙を行い、必要な措置をとっております。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループが事業を遂行するにあたり、様々なリスクが伴います。

当社グループにおいては、これらのリスクの発生を防止、回避、分散あるいはリスクヘッジすることによりリスクの軽減をはかっております。

例えば自社生産工場を全て中華人民共和国へ移転しており、当該国において戦争・政変等により工場の生産活動が困難となった場合には、当社グループの経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

不動産賃貸事業におきましては主力施設が神奈川県小田原市に所在しており東海地震等当該施設に損害がおよぶ大規模地震の発生により商業施設としての機能が果たせない場合、当社グループの経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

その他経済動向の変化、大幅な為替の変動等予想を超える事態が生じた場合には、当社グループの経営成績および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 6 【研究開発活動】

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当社グループは、毛織物・手編毛糸・紳士衣料品・婦人衣料品および不動産賃貸と取扱品目・顧客は各部門により異なっておりますが、「お客様第一」「品質本位」の基本理念を共有して事業運営に当たっております。

原料から製品までを一貫して取り扱うという特色を生かした高品質のものづくりを進めるとともに、販売環境の整備やサービス力の向上に注力してお客様の高い評価と信頼を得ることにより、企業価値を増大させることが株主・顧客・取引先・社員等各ステークホルダー（関係各位）の利益につながるものと認識し経営の基本方針としております。

厳しい経営環境の中、全社をあげて省力・高効率化に取り組む「業務改革」、海外企業との積極的な提携を行い海外OEMの拡充などを推進する「グローバル企業への進化」、国内・海外向けのオーダーメイド事業を中心とする「付加価値の拡大」、「内部統制システムの構築と高度化」を経営戦略として、市場の変化に機敏に対応できる体制を整備し、事業会社における利益成長戦略の着実な実行と活力のある企業集団の形成に取り組んでまいります。

今後のわが国の経済につきましては、円高の長期化や欧州の財政問題等による世界経済の減速懸念もあり、景気の先行きは依然として厳しいことが予想されます。また、震災からの復興需要は見込めるものの、雇用・所得環境に対する先行き不安から生活防衛意識は根強く、個人消費の低迷は続くことが予想されます。

当社グループといたしましては、「グローバル企業への進化」をさらに推し進め、オーダー事業を加えた中国での展開と、新規顧客の獲得と既存顧客との繋がり強化を進める国内展開とで経営のさらなる効率化を進めてまいります。



## (1) 経営成績の分析

### (売上高)

衣料事業においては、OEM（取引先ブランド製造卸）及び株式会社ニューヨーカーを中心とする小売部門は順調に推移し、売上は増加いたしました。

不動産賃貸事業においては、一部の賃貸不動産の賃料改定等により、売上は減少いたしました。当連結会計年度における売上高は29,553百万円（前連結会計年度比10.8%増）となりました。

### (売上総利益)

衣料事業においては、製造部門における単価の見直しや在庫評価減の取崩による売上総利益率の改善がありました。OEM（取引先ブランド製造卸）の売上増加に伴い売上原価は増加いたしました。

不動産賃貸事業においては、減価償却費の減少に加え、全体的な経費の削減により、売上総利益率は改善いたしました。

当連結会計年度における売上原価は15,169百万円（前連結会計年度比17.9%増）となり、売上総利益は14,384百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。

### (営業利益)

衣料事業においては、売上増加に伴う歩合家賃の増加がありました。賃料の見直しや不採算店舗の撤退等により経費の削減を進め、販売費及び一般管理費は減少いたしました。

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は13,032百万円（前連結会計年度比0.3%減）となり、営業利益は1,352百万円（前連結会計年度比85.9%増）となりました。

### (経常利益)

持分法関連会社に対する投資損失が減少し、前連結会計年度においては事業再編に伴う組織再編費用があったこともあり、営業外損益は収益増加となりました。

当連結会計年度における経常利益は1,691百万円（前連結会計年度比266.0%増）となりました。

### (当期純利益)

特別利益において投資有価証券売却益の増加がありました。特別損失に事業構造改善費用を計上いたしました。また、前連結会計年度においては、投資有価証券売却損の計上、新会計基準の適用による資産除去債務の計上及び組織再編に伴う繰越欠損金に対する繰延税金資産の計上がありました。

当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は1,463百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失388百万円）となり、当連結会計年度における当期純利益は380百万円（前連結会計年度比9.4%減）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当連結会計年度における総資産は48,441百万円（前連結会計年度比5.3%減）となりました。

当連結会計年度における自己資本比率は50.2%（前連結会計年度比2.7%増）となり、当連結会計年度における1株当たり純資産額は713円00銭（前連結会計年度比8円81銭の増加）となりました。

### （流動資産）

当連結会計年度における流動資産は13,242百万円（前連結会計年度比13.0%減）となりました。その主な内容は、現金及び預金の減少2,702百万円、受取手形及び売掛金の増加1,012百万円及び繰延税金資産の減少534百万円等であります。

### （固定資産）

当連結会計年度における固定資産は35,198百万円（前連結会計年度比2.0%減）となりました。その主な内容は、建物及び構築物の減少1,283百万円、ソフトウェアの増加181百万円及び投資有価証券の増加320百万円等であります。

### （流動負債）

当連結会計年度における流動負債は9,590百万円（前連結会計年度比8.9%減）となりました。その主な内容は、支払手形及び買掛金の減少736百万円、短期借入金の減少300百万円及び1年内返済予定の長期借入金の増加330百万円等であります。

### （固定負債）

当連結会計年度における固定負債は14,329百万円（前連結会計年度比11.2%減）となりました。その主な内容は、長期借入金の減少830百万円、長期預り保証金の減少798百万円及び長期前受金の減少96百万円等であります。

### （純資産）

当連結会計年度における純資産は24,521百万円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。その主な内容は、利益剰余金の減少769百万円、自己株式の増加283百万円及びその他有価証券評価差額金の増加1,099百万円等であります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度における現金および現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,702百万円減少し2,837百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られたキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益1,463百万円となり、減価償却1,870百万円がありましたが、売上債権の増加1,024百万円、たな卸資産の増加393百万円、決済方法の変更による仕入債務の減少734百万円及び預り保証金の返済による支出898百万円等により、131百万円の収入超過にとどまりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入210百万円及び差入保証金の回収による収入154百万円がありましたが、業務効率改善のための新システムや中国生産工場の生産設備の増強と店舗の新設による有形固定資産の取得による支出566百万円及び無形固定資産の取得による支出273百万円等により、450百万円の支出超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、長期の金利固定化のため長期借入による収入(短期借入金の借換)500百万円がありましたが、長期借入金の返済による支出1,000百万円、短期借入金の返済による支出300百万円があり、配当金の支払による支出1,148百万円及び自己株式の取得による支出288百万円等により、財務活動のキャッシュ・フローは、2,348百万円の支出超過となりました。

## 第3 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は566百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

#### (1) 衣料事業

当連結会計年度の主な設備投資は、販売店舗の新規出店やリニューアル及び生産工場の生産設備増強等を中心とする総額342百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### (2) 不動産賃貸事業

当連結会計年度の主な設備投資は、北参道ビル、商業施設ダイナシティのリニューアル及び賃貸用オフィスビルのビル管理システム更新等を中心とする総額223百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

### (1) 国内子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械 装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
株式会社 ダイナ シティ	本社ビル (東京都 千代田区)	不 動 産 賃 貸	事務所の 賃貸設備	722	0	398 (1,840.42)	-	2	1,123	1(0)
	ダイナ シティ (神奈川県 小田原市)	不 動 産 賃 貸	店舗・ 事務所の 賃貸設備	5,976	20	54 (129,819.81)	6	62	6,121	12(26)
	北参道 ビル (東京都 渋谷区)	不 動 産 賃 貸	事務所の 賃貸設備	683	4	1,338 (601.94)	-	0	2,026	0(0)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、建設仮勘定であります。  
なお、金額には消費税等を含めておりません。  
2. 従業員数の( )は、臨時従業員数を外書しております。

### (2) 在外子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械 装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
大同利美特 (上海) 有限公司	上海工場 (中華人民 共和国 上海市)	衣 料	衣料原料 及び 衣料製品 の一貫 生産設備	857	862	- [70,382.35]	-	61	1,782	1,112(20)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、建設仮勘定であります。  
なお、金額には消費税等を含めておりません。  
2. 従業員数の( )は、臨時従業員数を外書しております。  
3. 土地の〔 〕は、賃借面積であります。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,696,897	37,696,897	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	37,696,897	37,696,897	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成17年6月29日定時株主総会特別決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	88 個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	8,800 株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日から 平成47年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注1) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日から原則として1年を経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間新株予約権を行使できるものとする。

前項に拘わらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成46年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年7月1日から平成47年6月29日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)

新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(平成18年7月10日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	78 個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	7,800 株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 1円 (注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月26日から 平成48年7月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)および監査役のいずれの地位をも喪失した日(以下「地位喪失日」という。)から1年を経過した日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

に拘わらず、新株予約権者は、以下の(ア)または(イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成47年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成47年7月1日から平成48年6月30日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)



新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に承継される。ただし、承継者は、新株予約権を承継した日から3ヶ月に限り、新株予約権を行使することができる。

1個の本新株予約権を、さらに分割して行使することはできないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成19年7月9日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	2,200個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	220,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,621円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月24日から 平成25年7月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,621円 資本組入額 811円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(注2) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成19年7月9日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	125個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	12,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月25日から 平成49年7月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)および監査役のいずれの地位をも喪失した日(以下「地位喪失日」という。)から1年を経過した日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

に拘わらず、新株予約権者は以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成48年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成48年7月1日から平成49年7月24日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成20年7月7日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	243個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	24,300株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月7日から 平成50年8月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)および監査役のいずれの地位をも喪失した日(以下「地位喪失日」という。)から1年を経過した日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

に拘わらず、新株予約権者は以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成49年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成49年7月1日から平成50年8月6日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成21年7月6日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	519個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	51,900株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月24日から 平成51年7月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)および監査役のいずれの地位をも喪失した日(以下「地位喪失日」という。)から1年を経過した日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

に拘わらず、新株予約権者は以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成50年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年7月1日から平成51年7月23日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。



(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成22年7月5日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	571個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	57,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月23日から 平成52年7月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)および監査役のいずれの地位をも喪失した日(以下「地位喪失日」という。)から1年を経過した日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

に拘わらず、新株予約権者は以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成51年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成51年7月1日から平成52年7月22日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(平成23年7月4日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	538個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数	53,800株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月22日から 平成53年7月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(注2) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)および監査役のいずれの地位をも喪失した日(以下「地位喪失日」という。)から1年を経過した日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間(ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

に拘わらず、新株予約権者は以下の(ア)又は(イ)に定める場合(ただし、(イ)については、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

(ア) 新株予約権が平成52年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成52年7月1日から平成53年7月21日(ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日)まで

(イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)  
当該承認日の翌日から15日間

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

(注3) 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日 平成23年3月31日	-	37,696	-	6,891	(注)3 1,000	7,147

- (注) 1. 利益による株式消却であります。  
2. 転換社債株式の株式への転換による増加であります。  
3. 平成22年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,000百万円減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	30	31	123	65	1	11,561	11,811	-
所有株式数 (単元)	-	81,573	2,235	124,815	25,571	1	142,591	376,786	18,297
所有株式数 の割合(%)	-	21.65	0.59	33.13	6.79	0.00	37.84	100.00	-

- (注) 1. 自己株式の3,617,526株は、「金融機関」に3,325単元、「個人その他」に32,850単元、「単元未満株式の状況」に26株を含めて記載しております。当社は、平成21年1月5日取締役会において、従業員の処遇の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-E S O P)」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(東京都中央区晴海1丁目8番12号)へ拠出してあります。なお、自己株式数については、平成24年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式(332,500株)を自己株式数に含めてあります。  
2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社オンワードホールディングス	東京都中央区日本橋3丁目10-5	7,600	20.16
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27-2	1,543	4.09
株式会社ソトー	愛知県一宮市篁屋5丁目1-1	1,250	3.32
住友信託銀行株式会社(注)1	大阪府大阪市中央区北浜4丁目5-33	1,134	3.01
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	1,128	2.99
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 8 4 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM  (東京都中央区月島4丁目16-13)	943	2.50
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	931	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	591	1.57
栗原株式会社	東京都千代田区外神田3丁目1-16	587	1.56
ガイドーリミテッド取引先持株会	東京都千代田区外神田3丁目1-16	520	1.38
計	-	16,229	43.05

- (注) 1. 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。
2. 上記のほか、自己株式が3,617千株あります。なお、自己株式数については、平成24年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式332千株を自己株式に含めております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,617,500	3,325	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,061,100	340,611	同上
単元未満株式	普通株式 18,297	-	同上
発行済株式総数	37,696,897	-	-
総株主の議決権	-	343,936	-

(注) 単元未満株式数には、当社所有の自己株式が26株含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ガイドーリミテッド	東京都千代田区外神田 三丁目1番16号	3,285,000	332,500	3,617,500	9.60
計	-	3,285,000	332,500	3,617,500	9.60

(注) 当社は、「株式給付信託(J-E S O P)」の導入に伴い、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(東京都中央区晴海1丁目8番12号)へ拠出してあります。なお、自己株式数については、平成24年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式(332,500株)を自己株式数に含めてあります。



(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

旧商法に基づき定時株主総会で決議されたもの

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法に基づき定時株主総会または取締役会で決議されたもの

決議年月日	平成18年7月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成19年7月9日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員並びに子会社及び関連会社の取締役及び従業員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成19年7月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成20年7月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成21年7月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年7月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名 当社執行役員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成23年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員の処遇の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といい、本制度に関して信託銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

### 1．導入の背景

当社では、従業員のインセンティブプランの一環として、米国では一般的な従業員向け報酬制度の1つであるE S O P（Employee Stock Ownership Plan）について、かねてからその導入の可否について検討を進めておりましたが、平成20年11月17日に経済産業省より「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」が公表され、現行法制度下における論点について概ね整理されたことを受け、米国のE S O Pと同様、退職時に従業員に株式を付与するプランである本制度を導入することといたしました。

なお、当社では、平成17年10月末日に退職金制度を廃止しており、本制度は勤労インセンティブ向上策として給付するものです。

### 2．本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社グループの従業員が退職した時点で当該退職者に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

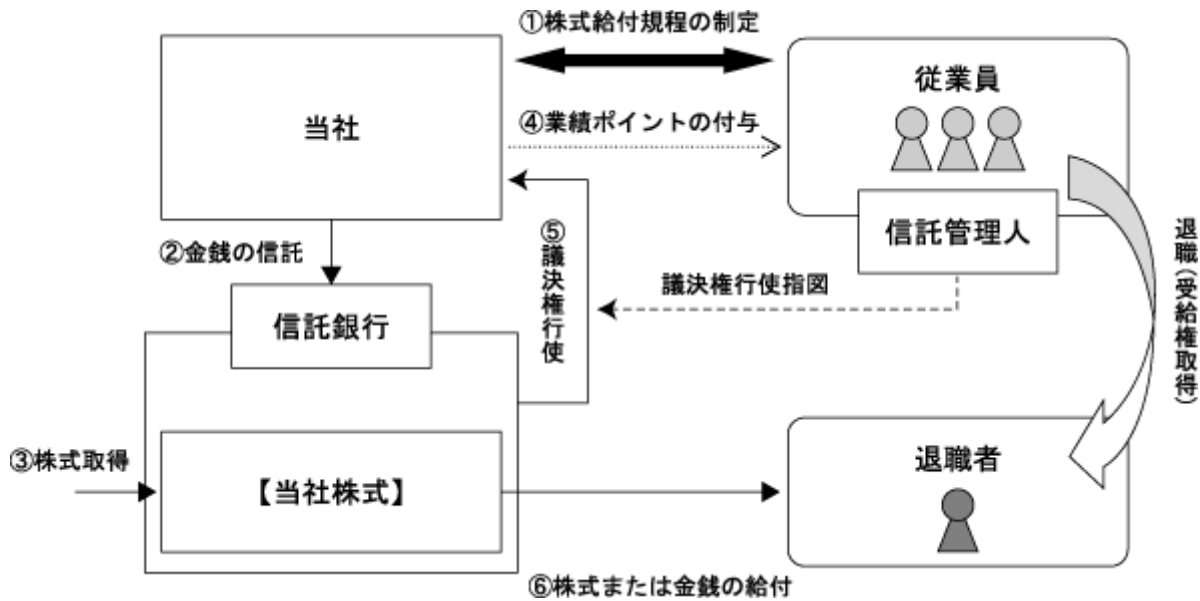
当社は、当社グループの従業員の中から業績や成果に応じて「業績ポイント」（1ポイントを1株とします。）を付与する者を選定します。従業員の退職時には累積した「業績ポイント」に相当する当社株式等を給付します。

退職者に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、グループ求心力の向上、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

また、信託内の当社株式に関わる議決権については、制度参加者である当社グループの従業員の意見を信託管理人が集約することにより行うことから、従業員が株主としてその意思を企業経営に反映させることにより、当社のコーポレート・ガバナンスが一層向上することが期待されます。

< 株式給付信託の概要 >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

当社は、従業員に対し、業績や成果に応じて「業績ポイント」を付与します。

信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

従業員は、退職時に信託銀行から、累積した「業績ポイント」に相当する当社株式（または当社株式の時価相当の金銭）の給付を受けます。

3．従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

当社は、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株（293,951千円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（東京都中央区晴海1丁目8番12号）へ拠出しており、今後信託E口が当株式を取得する予定は未定であります。

4．当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本制度は、下記に該当しない全ての当社グループ従業員に適用しております。

統括会社（株式会社ガイドリミテッド）役員、執行役員、顧問

嘱託社員、契約社員、パート社員（但し、60歳に到達した従業員が再雇用により契約社員となった場合はこの限りではない。）

中国現地法人の従業員

日日雇い入れられる者

臨時に期間を定めて雇い入れられる者

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成24年2月29日)での決議状況 (取得期間平成24年3月1日)	405,000	288,360,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	405,000	288,360,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	114	84,779
当期間における取得自己株式	118	77,742

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権行使)	-	-	-	-
その他(市場で売却)	-	-	-	-
保有自己株式数	3,617,526	-	3,617,644	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、新株予約権の行使による株式数は含めておりません。

2. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式332,500株が含まれております。



### 3 【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を最重要課題のひとつに位置づけております。利益配分につきましては、収益力の強化により配当を弾力的におこなうため、配当政策といたしまして、連結経常利益の30%を基準とする業績連動型と基本方針を定め、キャッシュ・フローの発生する特別損益（投資有価証券等の売却や固定資産等の売却）の利益増加分につきましても、その30%をその後の数年間にわたり基準配当原資として加えることとし、経営環境、内部留保の充実等を総合的に勘案して配当案を作成いたしております。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社業績に応じた株主への利益還元を柔軟に実施するため、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第89期の期末配当につきましては、キャッシュ・フローの状況も踏まえ、安定的、継続的な配当を行うことが必要と考え、1株当たりの配当額を20円とさせていただきました。これにより、1株当たりの中間配当額10円と合わせて当事業年度の1株当たりの配当額は30円となり、配当金の総額は1,036百万円となります。そのため、当事業年度の内部留保資金はありません。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成23年11月4日 取締役会	348	10.00
平成24年6月28日 定時株主総会	688	20.00

平成23年11月4日取締役会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金3百万円を含んでおります。

平成24年6月28日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金6百万円を含んでおります。

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第85期	第86期	第87期	第88期	第89期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	1,661	1,200	773	823	870
最低(円)	1,100	487	476	640	652

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	867	789	715	703	725	746
最低(円)	760	674	652	669	673	703

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		田口正幸	昭和32年8月20日生	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 大同利美特(上海)有限公司 董事總經理 平成20年5月 大同利美特(上海)有限公司 董事長(現任) 大同利美特時装(上海)有限公司 董事長(現任) 大同佳樂登(馬鞍山)有限公司 董事長(現任) 大同利美特染整(上海)有限公司 董事長(現任) 大同利美特(上海)管理有限公司 董事長總經理(現任) 平成20年6月 当社取締役兼上席執行役員 平成22年4月 大都利美特(中国)投資有限公司 董事長(現任) 平成22年6月 当社取締役副社長 平成23年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)1	10
代表取締役 副社長		川西靖彦	昭和18年10月27日生	昭和41年4月 株式会社オンワード樺山入社 昭和60年3月 株式会社オンワード樺山 名古屋支店長 平成元年5月 株式会社オンワード樺山 取締役名古屋支店長 平成3年10月 株式会社オンワード樺山 取締役大阪支店長 平成8年2月 株式会社オンワード樺山 取締役関東支店長 平成9年3月 株式会社オンワード樺山 常務取締役関東支店長 平成10年8月 株式会社オンワード樺山 常務取締役東京店長 平成12年8月 株式会社オンワードクリエイティ ブセンター代表取締役社長 平成20年3月 株式会社オンワードホールディン グス顧問 平成20年5月 株式会社オンワードホールディン グス顧問退任 当社特別顧問 平成20年6月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)1	3
常務取締役 上席執行役員		和賀勇	昭和24年7月30日生	昭和49年4月 当社入社 平成12年7月 当社管理本部経営管理グループ長 平成14年10月 当社経営管理室長 平成18年6月 当社取締役兼経営管理室長 平成20年5月 株式会社ダイナシティ取締役 (現任) 平成20年6月 当社取締役兼上席執行役員 平成24年6月 当社常務取締役兼上席執行役員 (現任)	(注)1	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上席執行役員		大川 伸	昭和24年1月12日生	昭和49年4月 当社入社 平成14年10月 当社経営企画室長 平成14年12月 ジャルダン株式会社代表取締役社長 (現 株式会社ガイドーインターナショナル) 平成15年6月 当社取締役兼経営企画室長 平成20年6月 当社取締役兼上席執行役員(現任)	(注)1	33
取締役 上席執行役員		戸澤 かない	昭和32年2月7日生	昭和55年4月 当社入社 平成14年10月 株式会社レディースニューヨーカー取締役(現 株式会社ニューヨーカー) 平成17年10月 株式会社メンズニューヨーカー代表取締役社長(現 株式会社ニューヨーカー) 平成18年10月 株式会社ニューヨーカー取締役 平成19年5月 株式会社ダイナシティ代表取締役社長 平成20年5月 株式会社ニューヨーカー代表取締役社長(現任) 平成20年6月 当社取締役兼執行役員 平成24年6月 当社取締役兼上席執行役員(現任)	(注)1	28
取締役 執行役員		村尾 勤	昭和29年8月27日生	平成13年2月 カキウチ株式会社取締役 ファッション事業部長 平成16年2月 同上退任 平成18年10月 当社入社 平成19年2月 株式会社ガイドートレーディング 代表取締役社長 平成19年10月 株式会社ガイドーインターナショナル代表取締役社長(現任) 平成20年5月 大同利美特貿易(上海)有限公司 董事長総経理(現任) 平成20年6月 当社取締役兼執行役員(現任)	(注)1	2
監査役 (常勤)		林 玄	昭和25年5月20日生	昭和49年4月 当社入社 平成7年7月 婦人服事業部第三部課長 平成14年4月 管理本部経営管理グループマネージャー 平成20年5月 経営管理室室長代理 平成21年6月 当社監査役(現任) 平成21年10月 株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン監査役(現任) 平成22年3月 株式会社ニューヨーカー監査役 (現任) 平成22年4月 株式会社ガイドーインターナショナル監査役(現任)	(注)2	14
監査役		田口 哲朗	昭和25年2月7日生	昭和50年4月 弁護士登録 平成12年6月 当社社外監査役(現任)	(注)2,3	-
監査役		武田 昌邦	昭和31年5月9日生	昭和61年4月 弁護士登録 平成23年6月 当社社外監査役(現任)	(注)2,3	-
計						106

- (注) 1. 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役 田口哲朗、武田昌邦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、「お客様第一」「品質本位」の基本理念を通じて、株主価値の最大化を実現するために、的確かつ迅速に経営されるべきと考えております。

その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、従業員等の各ステークホルダー（関係各位）との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能・制度の遵守に加え、社内体制の一層の改善を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

また、当社ホームページ（<http://www.daidoh-limited.com/>）において株主および投資家の皆様への迅速かつ正確な情報の開示に努めるとともに、企業情報の共有化を進め、経営の透明性を高めております。なお、IR活動の一環として決算説明会等を開催しております。

#### 企業統治の体制

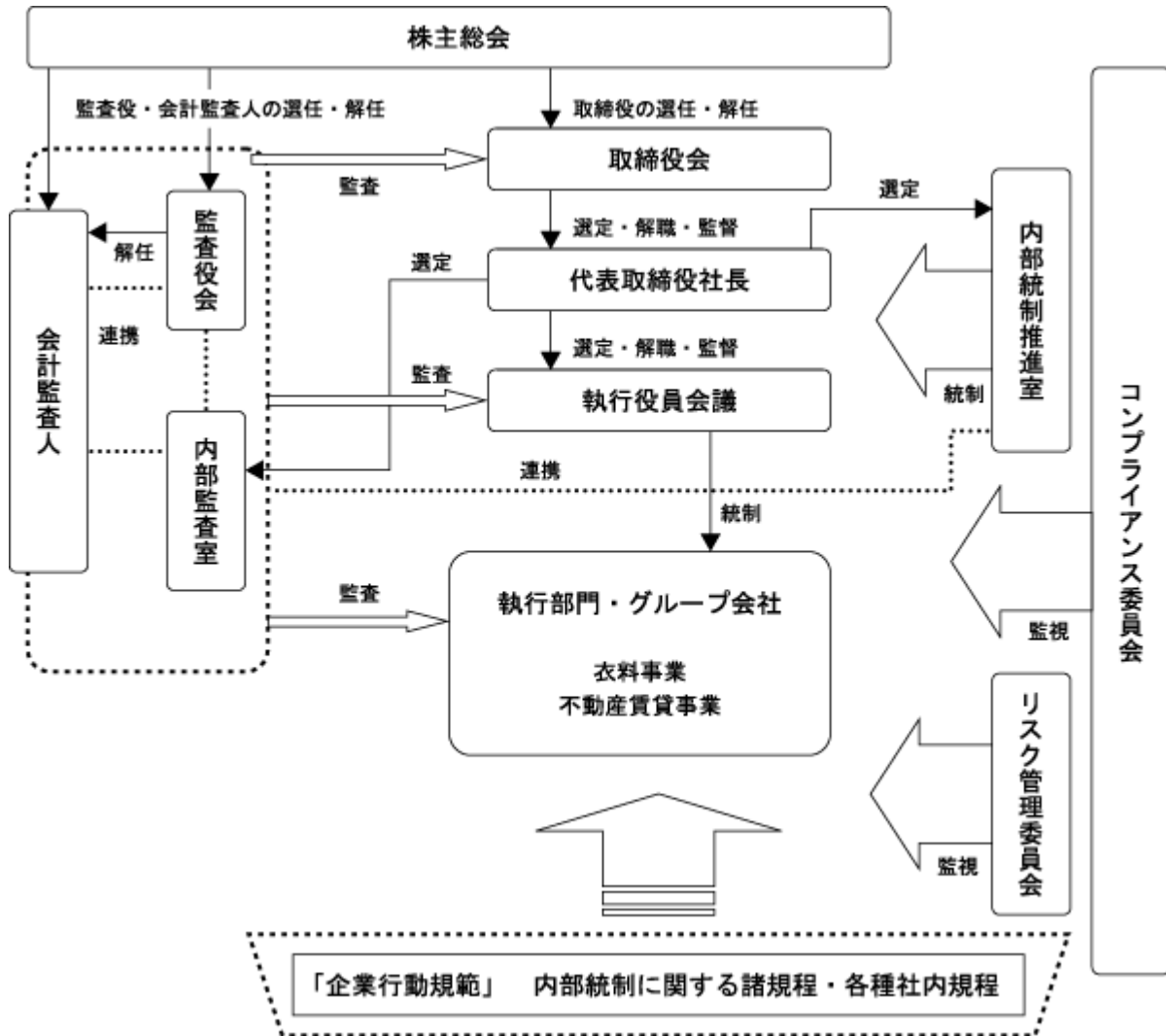
##### イ 企業統治の体制の概要

当社は、「お客様第一」「品質本位」の経営の基本方針を維持し、創業以来130年培ってきた“信用”をさらに高めるため「企業行動規範」を制定しております。代表取締役社長は、その精神をグループすべての役職員に継続的に伝達し、法令遵守と公正で高い社会倫理観に基づく行動を促し、広く社会に信頼される企業活動を行なうことを徹底しております。

当社は取締役会設置会社であり、監査役制度を採用しております。現在当社の取締役は6名であり、取締役会においては、各取締役の独立性を確保し各々の判断により意見を述べております。当社では、社外取締役の選任は行っておりません。監査役は3名（うち社外監査役2名）の体制で監査を行っております。

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行なうほか、機動的に意思決定を行なうため随時臨時取締役会を開催しております。

## ガイドーリミテッドグループ コーポレート・ガバナンス体制の概略



## ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、事業ごとに子会社を設立しグループ企業経営を行っております。このため、機動的な意思決定が要請され、グループ企業の効率的な運営を図るため、上記の企業統治体制をとっております。

具体的には、平成24年3月期は19回の取締役会（臨時取締役会を含む）を開催しております。また、取締役・監査役・グループ各社の執行責任者および管理部門の責任者により構成される執行役員会議、中国生産会議等を毎月開催し、各部門の状況・問題点等を把握し、監督・改善を行っております。

重要な申請・報告等の事項については、グループ共通の「稟議規程」により適切な管理を行っております。

## ハ 内部統制システムの整備の状況

業務の適正な実行、財務報告の適正性の確保のみならず内部統制の有効性を高めるため、企業集団全体を対象にした内部統制推進室および内部監査室の機能を強化し、活動の充実をはかっております。

取締役会は、コンプライアンス全体に関する統括責任者として内部統制担当取締役を任命し、社外委員を含む独立したコンプライアンス委員会を適切に運営しております。

当社は、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営しており、これによって通報または告発しても、当該役職員に不利益な扱いを行わない旨等の規程を制定しております。

また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「規程管理規程」および「文書管理規程」に従い、当該情報を議事録等文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切に管理しております。

平成17年4月より施行されました個人情報の保護に関する法律について、全役員および全従業員に継続的な啓蒙を行い、必要な措置をとっております。

また中国子会社においては、地域の特性を考慮しながら同様の体制の整備・運用を行っております。

## ニ リスク管理体制の整備の状況

取締役会は、「リスク管理および管理委員会規程」を制定し、各部門担当取締役および部門業務執行責任者とともに、リスクの管理を行っております。

リスク管理委員会は、全社的なリスクを総括的に管理しており、定期的に取締役会および監査役に報告を行っております。

また、取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善につとめております。



## 内部監査及び監査役監査

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを認知したときは、法令および社内規程に基づき直ちに監査役に報告することとしております。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、執行役員会議等の会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求め、適時に事業場・子会社等への往査を行なっております。

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち意思疎通をはかっております。

監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を密にして相互の連携をはかっております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。

監査役が指定する補助すべき期間中、指名された使用人は、取締役の指揮命令は受けず、指揮権は監査役にあります。

なお、常勤監査役林玄氏は、平成13年4月から平成21年5月まで当社の経理の職に携わり、経営管理室長代理を経験しております。財務会計を含め経営全般にわたり相当程度の知見を有しております。

内部監査室は、代表取締役社長に直属し、内部統制推進室その他の監査関係者と連携して内部統制評価を実施し、定期的に内部監査報告書を代表取締役社長に提出しております。

## 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役は選任しておりません。

当社は、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とし、経営の監視を行っております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能すると判断し、現状の体制としております。

社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、取締役会、監査役会等で弁護士としての専門的見地から独立役員相応の発言をしていただけるとの判断から選任しております。

当社は、社外監査役田口哲朗氏及び社外監査役武田昌邦氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社と社外監査役田口哲朗氏及び社外監査役武田昌邦氏との間には、人的関係、資本的关系または取引関係等の面で重要な利害関係はありません。

独立役員として指定している社外監査役田口哲朗氏は、大手町法律事務所所属の弁護士であります。当社と大手町法律事務所との間には重要な利害関係はありません。

独立役員として指定している社外監査役武田昌邦氏は、新千代田総合法律事務所所属の弁護士であります。当社は、新千代田総合法律事務所に主にコンプライアンスに関する助言・指導及び内部通報制度に係る業務を委託しており、年間2百万円の取引が存在しております。

なお、当社と社外監査役田口哲朗氏及び社外監査役武田昌邦氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

## 役員の報酬等

### イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬型 ストック オプション による報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	164	102	13	48	-	7
監査役 (社外監査役を除く。)	11	10	1	-	-	1
社外役員	19	11	1	-	7	3

(注) 報酬限度額(株主総会の決議による限度額)

	基本報酬	ストック オプション
取締役 : 年額	180百万円	40百万円(八. に該当する金額は含まない)
監査役 : 年額	60百万円	10百万円

### ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

### ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
14	2	執行役員報酬規程による使用人としての給与であります。

### ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会において決定した役員報酬総額の範囲内で、取締役報酬規程、監査役報酬規程によりそれぞれ個別報酬を決定しております。

株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社について、以下の通りであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 23銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 2,988百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前連結会計年度）

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ソトー	1,595,000	1,368	資本・業務提携関係の構築のための政策投資
M S & A D インシュアランス グループホールディングス(株)	277,500	525	協力関係を維持・強化するための政策投資
(株)三越伊勢丹ホールディングス	443,489	332	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
(株)千趣会	336,000	166	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
(株)丸井グループ	304,500	163	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
伊藤忠商事(株)	150,751	131	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
日本毛織(株)	150,000	105	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
(株)コナカ	220,000	84	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
三井物産(株)	50,000	74	協力関係を維持・強化するための政策投資
エイチ・ツー・オー リテイニング(株)	12,243	6	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
前田建設工業(株)	15,000	4	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
(株)高島屋	3,514	1	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
(株)丸栄	14,630	1	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資

(当連結会計年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ソトー	1,595,000	1,245	資本・業務提携関係の構築のための政策投資
(株)三越伊勢丹ホールディングス	443,489	431	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
M S & A D インシュアランス グループホールディングス(株)	138,800	235	協力関係を維持・強化するための政策投資
(株)丸井グループ	304,500	210	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
(株)千趣会	336,000	196	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
(株)コナカ	220,000	167	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
伊藤忠商事(株)	150,751	136	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
日本毛織(株)	150,000	96	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
三井物産(株)	50,000	67	協力関係を維持・強化するための政策投資
エイチ・ツー・オー リテイニング(株)	12,243	8	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
前田建設工業(株)	15,000	5	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
(株)高島屋	4,651	3	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
(株)丸栄	14,630	1	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資

みなし保有株式

該当事項はありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 会計監査の状況

会計監査人は、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

### 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
業務執行社員	中 川 昌 美	新日本有限責任監査法人
	滑 川 雅 臣	
	唯 根 欣 三	

継続監査については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

### 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9 名      その他 5 名

### 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度としております。

## 取締役会で決議できる株主総会決議事項

### イ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策等の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行なうことができる旨を定款で定めております。

### ロ 中間配当

当社は、株主への柔軟な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる旨を定款で定めております。

### 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

### 取締役の解任の決議要件

当社は、取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款で定めております。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行なう旨を定款で定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に 基づく報酬 (百万円)	監査証明業務 に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に 基づく報酬 (百万円)
提出会社	42	-	42	3
連結子会社	-	-	-	-
合計	42	-	42	3

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

財務調査に係る合意された手続業務を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 . 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 . 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。  
会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。



## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,540	2,837
受取手形及び売掛金	3,141	4,154 <sup>4</sup>
商品及び製品	3,287	3,624
仕掛品	803	844
原材料及び貯蔵品	633	665
繰延税金資産	776	242
その他	1,108	929
貸倒引当金	62	56
流動資産合計	15,228	13,242
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	39,884	39,787
減価償却累計額	29,070	30,255
建物及び構築物（純額）	10,814	9,531
機械装置及び運搬具	4,209	4,220
減価償却累計額	3,127	3,118
機械装置及び運搬具（純額）	1,082	1,101
土地	1,780	1,592
リース資産	267	315
減価償却累計額	108	175
リース資産（純額）	158	139
建設仮勘定	0	23
その他	1,052	1,047
減価償却累計額	810	799
その他（純額）	241	248
有形固定資産合計	<sup>1</sup> 14,078	<sup>1</sup> 12,637
無形固定資産		
リース資産	150	123
ソフトウェア	106	288
ソフトウェア仮勘定	298	329
その他	214	246
無形固定資産合計	771	987
投資その他の資産		
投資有価証券	<sup>2</sup> 18,574	<sup>2</sup> 18,895
長期貸付金	594	526
繰延税金資産	711	500
その他	1,412	1,863
貸倒引当金	217	211
投資その他の資産合計	21,075	21,573
固定資産合計	35,924	35,198
資産合計	51,153	48,441

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,089	1,352
短期借入金	3,830	3,530
1年内返済予定の長期借入金	1,000	1,330
リース債務	104	117
未払法人税等	186	330
賞与引当金	60	56
ポイント引当金	-	52
その他	3,253	2,819
流動負債合計	10,524	9,590
固定負債		
長期借入金	7,000	6,170
リース債務	221	218
長期預り保証金	7,643	6,844
長期前受金	912	816
繰延税金負債	53	-
その他	312	280
固定負債合計	16,143	14,329
負債合計	26,667	23,919
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金	8,689	8,687
利益剰余金	13,453	12,683
自己株式	3,503	3,786
株主資本合計	25,531	24,476
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	999	100
為替換算調整勘定	251	278
その他の包括利益累計額合計	1,251	178
新株予約権	120	140
少数株主持分	83	82
純資産合計	24,485	24,521
負債純資産合計	51,153	48,441

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	26,668	29,553
売上原価	1 12,865	1 15,169
売上総利益	13,802	14,384
販売費及び一般管理費	2 13,075	2 13,032
営業利益	727	1,352
営業外収益		
受取利息	477	486
受取配当金	159	157
その他	142	157
営業外収益合計	779	801
営業外費用		
支払利息	356	334
為替差損	57	44
持分法による投資損失	264	25
組織再編費用	238	-
その他	127	58
営業外費用合計	1,045	463
経常利益	461	1,691
特別利益		
投資有価証券売却益	38	110
関係会社株式売却益	-	13
その他	9	2
特別利益合計	47	126
特別損失		
減損損失	4 67	4 40
固定資産除売却損	3 53	3 152
投資有価証券売却損	570	-
事業構造改善費用	-	106
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	149	-
災害による損失	45	-
その他	10	55
特別損失合計	897	354
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	388	1,463
法人税、住民税及び事業税	203	317
法人税等調整額	1,001	766
法人税等合計	797	1,083
少数株主損益調整前当期純利益	409	379
少数株主損失( )	10	1
当期純利益	420	380

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	409	379
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	266	1,099
為替換算調整勘定	540	15
持分法適用会社に対する持分相当額	18	42
その他の包括利益合計	787	1,073
包括利益	378	1,452
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	364	1,453
少数株主に係る包括利益	13	1

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	6,891	6,891
当期末残高	6,891	6,891
<b>資本剰余金</b>		
当期首残高	8,746	8,689
<b>当期変動額</b>		
自己株式の処分	57	2
<b>当期変動額合計</b>	57	2
当期末残高	8,689	8,687
<b>利益剰余金</b>		
当期首残高	14,529	13,453
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	1,496	1,148
当期純利益	420	380
その他	-	1
<b>当期変動額合計</b>	1,075	769
当期末残高	13,453	12,683
<b>自己株式</b>		
当期首残高	3,637	3,503
<b>当期変動額</b>		
自己株式の処分	134	5
自己株式の取得	0	288
<b>当期変動額合計</b>	134	283
当期末残高	3,503	3,786
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	26,530	25,531
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	1,496	1,148
当期純利益	420	380
自己株式の処分	76	3
自己株式の取得	0	288
その他	-	1
<b>当期変動額合計</b>	998	1,054
当期末残高	25,531	24,476

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>その他の包括利益累計額</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	733	999
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	266	1,099
当期変動額合計	266	1,099
当期末残高	999	100
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期首残高	263	251
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	515	26
当期変動額合計	515	26
当期末残高	251	278
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	469	1,251
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	781	1,072
当期変動額合計	781	1,072
当期末残高	1,251	178
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	130	120
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	19
当期変動額合計	9	19
当期末残高	120	140
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	92	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	1
当期変動額合計	9	1
当期末残高	83	82
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	26,284	24,485
当期変動額		
剰余金の配当	1,496	1,148
当期純利益	420	380
自己株式の処分	76	3
自己株式の取得	0	288
その他	-	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	800	1,090
当期変動額合計	1,798	35
当期末残高	24,485	24,521

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	388	1,463
減価償却費	2,090	1,870
減損損失	67	40
貸倒引当金の増減額( は減少)	18	12
賞与引当金の増減額( は減少)	4	3
受取利息及び受取配当金	637	643
支払利息	356	334
持分法による投資損益( は益)	264	25
為替差損益( は益)	35	33
投資有価証券評価損益( は益)	4	10
投資有価証券売却損益( は益)	532	124
固定資産除売却損益( は益)	45	152
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	149	-
売上債権の増減額( は増加)	312	1,024
たな卸資産の増減額( は増加)	579	393
その他の流動資産の増減額( は増加)	131	66
仕入債務の増減額( は減少)	355	734
預り保証金の増減額( は減少)	1,163	898
その他の流動負債の増減額( は減少)	19	344
その他	135	166
小計	588	18
利息及び配当金の受取額	628	661
利息の支払額	216	277
特別退職金の支払額	186	24
法人税等の支払額	461	389
法人税等の還付額	142	179
営業活動によるキャッシュ・フロー	494	131
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	499	-
有価証券の償還による収入	5,523	-
投資有価証券の取得による支出	1,979	0
投資有価証券の売却による収入	1,591	210
有形固定資産の取得による支出	768	566
有形固定資産の売却による収入	18	73
その他	150	167
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,735	450

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	6,000	300
長期借入れによる収入	4,000	500
長期借入金の返済による支出	1,625	1,000
自己株式の取得による支出	0	288
自己株式の売却による収入	0	-
配当金の支払額	1,496	1,148
その他	77	110
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,198</b>	<b>2,348</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	27	35
<b>現金及び現金同等物の増減額（ は減少）</b>	<b>941</b>	<b>2,702</b>
現金及び現金同等物の期首残高	6,481	5,540
現金及び現金同等物の期末残高	5,540	2,837



## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

### 1 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 13社

主な連結子会社の名称

株式会社ニューヨーカー  
株式会社ガイドーインターナショナル  
株式会社ダイナシティ  
大都利美特（中国）投資有限公司  
大同利美特（上海）有限公司  
大同佳楽登（馬鞍山）有限公司  
上海紐約克服装販売有限公司

ほか、「第1企業の概況 4（関係会社の状況）」に記載のとおりであります。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社 有限会社千代田工業

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 1社

株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(有限会社千代田工業他)は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大都利美特（中国）投資有限公司等の中国所在の10社の決算日は12月31日であります。

持分法適用会社の株式会社ブルックスブラザーズジャパンの決算日は7月31日ではありますが、1月31日現在で本決算に準じて実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社は連結財務諸表提出会社と同じ決算日であります。

#### 4 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

なお、一部連結子会社については売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社本社ビル及び賃貸固定資産の一部は定額法、その他は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社については当該国の会計基準の規定による定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	10年～20年
その他	10年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、当連結計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(追加情報)

ポイント付与数及びポイント使用数が増加したことから重要性が増し、かつ、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額の合理的な算定が可能となったことから、当連結会計年度より計上することといたしました。

この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ52百万円減少しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 【会計方針の変更】

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## 【表示方法の変更】

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」は、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「特別利益」の「固定資産売却益」に表示していた5百万円は、「特別利益」の「その他」5百万円として組み替えております。

## 【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物及び構築物	6,878百万円	5,890百万円
機械装置及び運搬具	22百万円	18百万円
土地	54百万円	54百万円
その他	14百万円	30百万円
計	6,969百万円	5,994百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
長期預り保証金等	7,204百万円	6,284百万円
長期借入金	4,000百万円	3,000百万円
(うち、1年内返済予定の長期借入金)	(1,000百万円)	(1,000百万円)

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券(株式)	3,234百万円	2,639百万円
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(2,978百万円)	( - 百万円)

3 財務制限条項

当社が締結しております平成22年3月2日締結の金銭消費貸借契約に基づく長期借入金(当連結会計年度末残高3,000百万円(うち1年内返済予定額1,000百万円))について、以下の財務制限条項が付されております。

各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期(含む第2四半期)比50%以上に維持すること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成22年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

4 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	- 百万円	74百万円

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上原価	385百万円	286百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
従業員給料手当	3,195百万円	3,152百万円
賃借料	1,324百万円	1,260百万円
歩合家賃	3,052百万円	3,153百万円
手数料	1,510百万円	1,663百万円
広告宣伝費	469百万円	465百万円
賞与引当金繰入額	56百万円	53百万円
ポイント引当金繰入額	-百万円	52百万円
貸倒引当金繰入額	36百万円	11百万円

3 固定資産除売却損の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
土地	-百万円	135百万円

4 減損損失

連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
サリースコット表参道店等	店舗等	建物等	67

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
ニューヨーカー仙台長町店等	店舗等	建物等	40

連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。

店舗の撤退が確定している或いは営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額は売却が困難であるためゼロとしております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	915百万円
組替調整額	110百万円
税効果調整前	1,025百万円
税効果額	74百万円
その他有価証券評価差額金	1,099百万円

為替換算調整勘定

当期発生額	15百万円
-------	-------

持分法適用会社に対する持分相当額

当期発生額	28百万円
組替調整額	13百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	42百万円

その他の包括利益合計	1,073百万円
------------	----------

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	37,696,897	-	-	37,696,897

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,322,553	159	106,300	3,216,412

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株の買取請求による増加 159株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプション行使による減少 24,300株

株式給付信託(J-E S O P)給付による減少 82,000株

(注) 当社は、平成21年1月5日取締役会において、従業員の処遇の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-E S O P)」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)へ抛出してあります。なお、自己株式数については、平成23年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式336,500株を自己株式数に含めてあります。

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成17年新株予約権	普通株式	10,800	-	2,000	8,800	-
	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	120
合計			-	-	-	-	120

(注) 平成17年新株予約権につきましては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、残高はありません。



#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	800	23.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	695	20.00	平成22年9月30日	平成22年12月2日

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。  
平成22年6月29日定時株主総会決議には配当金9百万円  
平成22年11月4日取締役会決議には配当金6百万円

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	800	23.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(注) 平成23年6月29日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金7百万円を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	37,696,897	-	-	37,696,897

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,216,412	405,114	4,000	3,617,526

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得による増加 405,000株

単元未満株式の買取請求による増加 114株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式給付信託（J-E S O P）給付による減少 4,000株

（注） 当社は、平成21年1月5日取締役会において、従業員の処遇の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）へ抛出してあります。なお、自己株式数については、平成24年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式332,500株を自己株式数に含めてあります。

3．新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成17年新株予約権	普通株式	8,800	-	-	8,800	-
	ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	140
合計			-	-	-	-	140

（注） 平成17年新株予約権につきましては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、残高はありません。

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	800	23.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	348	10.00	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(注) 配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。  
平成23年6月29日定時株主総会決議には配当金7百万円  
平成23年11月4日取締役会決議には配当金3百万円

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	688	20.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(注) 平成24年6月28日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金6百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
現金及び預金	5,540百万円	2,837百万円
現金及び現金同等物	5,540百万円	2,837百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、サーバー、パソコン、コピー機であります。

無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については相当期間内に換金可能なものに限定しており、運用対象は安全性の高い金融資産としております。

また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式、余剰資金運用のために保有する債券等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金の用途は主として運転資金であり、償還日は決算日後最長5年であります。これらは金利の変動リスクに晒されており、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を行い、支払利息の固定化をしております。また、一部については財務制限条項が付されております。財務制限条項の詳細については「連結貸借対照表関係」注記をご参照下さい。長期預り保証金は、不動産賃貸事業における預り保証金であります。営業債務、借入金、長期預り金は流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。先物為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

## 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に市況や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金については、随時市場金利の動向を監視しております。

外貨建ての営業債権債務については、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するとともに、製品、商品、原材料の取引価格を早期に確定させるため為替予約取引を行っております。

デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、外貨建て決済に必要な先物為替予約取引を実際の取引の範囲内で行うこととし、それらの各事業部門の責任者が承認しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部門からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

財務制限条項については、各事業部門からの報告に基づき適時に損益計画を作成・更新して管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,540	5,540	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,141	3,141	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	15,123	15,123	-
資産計	23,805	23,805	-
(1) 支払手形及び買掛金	2,089	2,089	-
(2) 短期借入金	3,830	3,830	-
(3) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	8,000	8,047	47
(4) 長期預り保証金 （1年内償還予定を含む）	8,706	9,168	462
負債計	22,625	23,135	509
デリバティブ取引（ ） ヘッジ会計が適用されて いないもの	(50)	(50)	-

（ ） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,837	2,837	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,154	4,154	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	16,051	16,051	-
資産計	23,042	23,042	-
(1) 短期借入金	3,530	3,530	-
(2) 長期借入金 （1年内返済予定を含む）	7,500	7,561	61
(3) 長期預り保証金 （1年内償還予定を含む）	7,875	8,342	467
負債計	18,905	19,433	528
デリバティブ取引（ ） ヘッジ会計が適用されて いないもの	(40)	(40)	-

（ ） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、ならびに、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決算されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、株式は取引所の価格によっており、債券は主として取引所の価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金

短期借入金につきましては、短期間で決算されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金につきましては、金利が一定期間ごとに更改される条件であり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 長期預り保証金（1年内返還予定を含む）

長期預り保証金の時価につきましては、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価につきましては、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
投資有価証券 非上場株式	3,450	2,844

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券  
その他有価証券」には含めておりません。



(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	5,281	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,141	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債	-	2,543	4,390	3,412
合計	8,422	2,543	4,390	3,412

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	2,714	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,154	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債	-	3,862	2,990	3,242
合計	6,868	3,862	2,990	3,242

(注4) 長期借入金の返済予定額

連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	2,453	1,019	1,433
小計	2,453	1,019	1,433
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	1,859	2,141	281
債券			
国債・地方債等	10,810	12,962	2,151
小計	12,670	15,103	2,433
合計	15,123	16,123	999

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額216百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	4,071	2,751	1,320
債券			
国債・地方債等	5,561	5,222	339
小計	9,633	7,973	1,659
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	204	311	106
債券			
国債・地方債等	6,212	7,739	1,527
小計	6,417	8,051	1,633
合計	16,051	16,024	26

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額205百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	213	38	4
債券			
国債	1,377	-	565
合計	1,591	38	570

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	210	110	-
債券			
国債			
合計	210	110	-

#### 5. 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損10百万円を計上しておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引 買建 米ドル	1	-	1	0
	合計	1	-	1	0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	為替予約取引 買建 ユーロ	38	-	2	2
	英ポンド	10	-	0	0
	米ドル	1	-	0	0
	合計	50	-	2	2

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	5,000	4,000	50	50
	合計	5,000	4,000	50	50

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	4,000	3,000	42	42
	合計	4,000	3,000	42	42

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

### 金利関連

前連結会計年度（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,000	4,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	4,500	4,170	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

この他、当社及び国内連結子会社は、退職給付制度とは別枠の従業員の福利厚生サービスの一環として、「株式給付信託（J - E S O P）制度」を導入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
確定拠出年金への掛金拠出額	70	72
合計	70	72

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	15百万円	19百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	5百万円	- 百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 26,400
付与日	平成17年6月29日
権利確定条件	付与日翌日(平成17年6月30日)から平成18年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。(平成18年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。)
対象勤務期間	平成17年6月29日から平成18年6月30日まで
権利行使期間	平成17年6月30日から平成17年6月29日まで

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年7月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 19,700
付与日	平成18年7月25日
権利確定条件	付与日翌日(平成18年7月26日)から平成19年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。(平成19年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。)
対象勤務期間	平成18年7月25日から平成19年6月30日まで
権利行使期間	平成18年7月26日から平成48年7月25日まで

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年7月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 24,600
付与日	平成19年7月24日
権利確定条件	付与日翌日(平成19年7月25日)から平成20年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。(平成20年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。)
対象勤務期間	平成19年7月24日から平成20年6月30日まで
権利行使期間	平成19年7月25日から平成49年7月24日まで



会社名	提出会社
決議年月日	平成19年7月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3 当社関係会社の取締役 3 当社関係会社の従業員 6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 240,000
付与日	平成19年7月24日
権利確定条件	付与日翌日(平成19年7月25日)から平成21年7月23日まで継続して従業員・子会社、関連会社の役員・顧問及び従業員の地位にあること。
対象勤務期間	平成19年7月24日から平成21年7月23日まで
権利行使期間	平成21年7月24日から平成25年7月23日まで

会社名	提出会社
決議年月日	平成20年7月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 26,200
付与日	平成20年8月6日
権利確定条件	付与日翌日(平成20年8月7日)から平成21年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。(平成21年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。)
対象勤務期間	平成20年8月6日から平成21年6月30日まで
権利行使期間	平成20年8月7日から平成50年8月6日まで

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年7月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 55,600
付与日	平成21年7月23日
権利確定条件	付与日翌日(平成21年7月24日)から平成22年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。(平成22年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。)
対象勤務期間	平成21年7月23日から平成22年6月30日まで
権利行使期間	平成21年7月24日から平成51年7月23日まで

会社名	提出会社
決議年月日	平成22年7月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社監査役 4 当社執行役員 4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 64,000
付与日	平成22年7月22日
権利確定条件	付与日翌日(平成22年7月23日)から平成23年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。(平成23年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。)
対象勤務期間	平成22年7月22日から平成23年6月30日まで
権利行使期間	平成22年7月23日から平成52年7月22日まで

会社名	提出会社						
決議年月日	平成23年7月4日						
付与対象者の区分及び人数(名)	<table> <tr> <td>当社取締役</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>当社監査役</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>当社執行役員</td> <td>5</td> </tr> </table>	当社取締役	7	当社監査役	3	当社執行役員	5
当社取締役	7						
当社監査役	3						
当社執行役員	5						
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 53,800						
付与日	平成23年7月21日						
権利確定条件	付与日翌日(平成23年7月22日)から平成24年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。(平成24年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。)						
対象勤務期間	平成23年7月21日から平成24年6月30日まで						
権利行使期間	平成23年7月22日から平成53年7月21日まで						

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年3月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社 (株式報酬型)	提出会社 (インセンティブ型)	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年 6月29日	平成18年 7月10日	平成19年 7月9日	平成19年 7月9日	平成20年 7月7日	平成21年 7月6日	平成22年 7月5日	平成23年 7月4日
権利確定前								
前連結会計年度 末（株）	-	-	-	-	-	-	57,100	-
付与（株）	-	-	-	-	-	-	-	53,800
失効（株）	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定（株）	-	-	-	-	-	-	57,100	-
未確定残（株）	-	-	-	-	-	-	-	53,800
権利確定後								
前連結会計年度 末（株）	8,800	7,800	12,500	220,000	24,300	51,900	-	-
権利確定（株）	-	-	-	-	-	-	57,100	-
権利行使（株）	-	-	-	-	-	-	-	-
失効（株）	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残（株）	8,800	7,800	12,500	220,000	24,300	51,900	57,100	-

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社 (株式報酬型)	提出会社 (インセンティブ型)	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年 6月29日	平成18年 7月10日	平成19年 7月9日	平成19年 7月9日	平成20年 7月7日	平成21年 7月6日	平成22年 7月5日	平成23年 7月4日
権利行使価格（円）	1	1	1	1,621	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	-	-	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	-	1,366	1,068	284	480	213	275	385

#### 4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

##### 株式報酬型ストック・オプション

###### (1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

###### (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 33.826%

平成8年7月19日～平成23年7月21日の日次株価に基づき算定

予想残存期間 15年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

予想配当 43円/株

平成23年3月期の配当実績による

無リスク利子率 1.598%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

#### 5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
繰越欠損金	2,497百万円	1,189百万円
減価償却費	1,476百万円	1,322百万円
貸倒引当金	62百万円	50百万円
製品等評価損	75百万円	79百万円
投資有価証券	1,175百万円	962百万円
その他有価証券評価差額金	406百万円	75百万円
賞与引当金	24百万円	21百万円
建設協力金等	217百万円	183百万円
未払事業税	20百万円	33百万円
その他	275百万円	379百万円
繰延税金資産 小計	6,232百万円	4,298百万円
評価性引当額	3,030百万円	2,150百万円
繰延税金資産 合計	3,201百万円	2,148百万円
<b>繰延税金負債</b>		
固定資産圧縮積立金	1,323百万円	1,022百万円
資産時価評価差額	434百万円	380百万円
その他	9百万円	2百万円
繰延税金負債 合計	1,767百万円	1,405百万円
繰延税金資産(負債)の純額	1,434百万円	742百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	776百万円	242百万円
固定資産 - 繰延税金資産	711百万円	500百万円
固定負債 - 繰延税金負債	53百万円	- 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	- %	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	- %	2.2%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	- %	1.8%
地方税均等割等	- %	2.2%
連結消去仕訳による影響	- %	14.1%
評価性引当額	- %	12.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	- %	5.8%
その他	- %	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	74.1%

(注) 前連結会計年度は税金等調整前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が94百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が84百万円増加し、その他有価証券評価差額金が10百万円減少しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、神奈川県に商業施設、東京都その他の地域に賃貸用オフィスビルおよび工場跡地の賃貸物件等を有しております。

なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	8,340
		期中増減額	927
		期末残高	7,412
	期末時価	34,420	36,256
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	2,947
		期中増減額	80
		期末残高	2,866
	期末時価	6,873	5,255

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 前連結会計年度の期中増減額のうち、増加額は主にリニューアルに伴う資産の増加322百万円であり、減少額は主にリニューアルに伴う資産の減少8百万円及び減価償却費1,323百万円であります。当連結会計年度の期中増減額のうち、増加額は主にリニューアル等に伴う資産の増加176百万円であり、減少額は主にリニューアルに伴う資産の減少7百万円及び減価償却費1,116百万円であります。なお、当連結会計年度において賃貸オフィスビルの一部を、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産から賃貸等不動産に変更しており、その影響額は1,799百万円であります。
3. 連結決算日の時価は、主要な物件については独立した不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額等を採用しております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
賃貸等不動産	賃貸収益	3,955	3,756
	賃貸費用	2,427	2,125
	差額	1,527	1,630
	その他(売却損益等)	-	-
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	賃貸収益	654	539
	賃貸費用	230	244
	差額	423	294
	その他(売却損益等)	-	-

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用している部分も含まため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、事業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「衣料事業」及び「不動産賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを集約しております。

「衣料事業」は、事業者向けの毛織物及び消費者向けの紳士・婦人衣料製品等の製造販売を行っております。

「不動産賃貸事業」は、ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	21,736	4,931	26,668	-	26,668
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	266	266	266	-
計	21,736	5,198	26,934	266	26,668
セグメント利益又は損失 ( )	688	1,164	476	250	727
セグメント資産	18,598	13,972	32,570	18,582	51,153
その他の項目					
減価償却費	555	1,480	2,035	55	2,090
持分法投資損失( )	264	-	264	-	264
持分法適用会社への 投資額	2,978	-	2,978	-	2,978
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	661	435	1,097	314	1,412

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額250百万円には、セグメント間取引消去1百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用249百万円が含まれております。

全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額18,582百万円には、セグメント間取引消去6,691百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産25,273百万円が含まれております。

全社資産は主に親会社での余資運用資金(現金等)及び長期投資資金(投資有価証券)等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額314百万円は、主に情報システム開発・構築に係るソフトウェア仮勘定であります。

2 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	24,893	4,660	29,553	-	29,553
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	258	258	258	-
計	24,893	4,919	29,812	258	29,553
セグメント利益又は損失 ( )	168	1,146	978	373	1,352
セグメント資産	17,894	13,177	31,071	17,369	48,441
その他の項目					
減価償却費	572	1,235	1,808	62	1,870
持分法投資損失( )	25	-	25	-	25
持分法適用会社への 投資額	2,382	-	2,382	-	2,382
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	611	231	842	200	1,043

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額373百万円には、セグメント間取引消去1百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用372百万円が含まれております。  
全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - (2) セグメント資産の調整額17,369百万円には、セグメント間取引消去7,224百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産24,594百万円が含まれております。  
全社資産は主に親会社での余資運用資金(現金等)及び長期投資資金(投資有価証券)等であります。
  - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額200百万円は、主に情報システム開発・構築に係るソフトウェア仮勘定であります。
- 2 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	合計
11,584	2,493	14,078

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中国	合計
10,228	2,409	12,637

### 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額及び 1 株当たり純資産額を算定するための普通株式の自己株式数においては、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）が所有する当社株式（平成24年 3 月31日現在332,500株）について、連結財務諸表において自己株式として会計処理していることから、「普通株式の期中平均株式数」及び「1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」は、当該株式を控除して算出しております。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	704円19銭	713円00銭
1 株当たり当期純利益金額	12円21銭	11円06銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	12円15銭	10円99銭

(注) 1 . 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	420	380
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	420	380
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,427	34,453
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	181	197
(うち新株予約権)(千株)	(181)	(197)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成19年 7 月24日に発行しましたストック・オプションに係る新株予約権220,000株(2,200個)は、行使価格が期中平均株価を上回っている為含めておりません。	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	24,485	24,521
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	204	222
(うち新株予約権)(百万円)	(120)	(140)
(うち少数株主持分)(百万円)	(83)	(82)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	24,280	24,298
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	34,480	34,079

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響はありません。



(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,830	3,530	0.79	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,000	1,330	1.02	-
1年以内に返済予定のリース債務	104	117	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	7,000	6,170	1.03	平成25年4月～ 平成29年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	221	218	-	平成25年4月～ 平成29年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	12,156	11,365	-	-

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2. リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。  
3. 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,660	1,660	2,350	500
リース債務	99	58	46	13

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	6,682	13,486	21,204	29,553
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額( ) (百万円)	229	39	703	1,463
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額( ) (百万円)	12	468	98	380
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	0.37	13.58	2.86	11.06

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	0.37	13.95	10.72	13.96

2 【財務諸表等】  
(1) 【財務諸表】  
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,301	1,099
受取手形	401	3 605
前払費用	25	26
繰延税金資産	157	27
短期貸付金	18	13
関係会社短期貸付金	1,411	1,705
未収入金	414	332
その他	141	55
貸倒引当金	5	-
流動資産合計	5,867	3,865
固定資産		
有形固定資産		
建物	223	223
減価償却累計額	86	92
建物（純額）	137	130
構築物	0	0
減価償却累計額	0	0
構築物（純額）	0	0
機械及び装置	0	0
減価償却累計額	0	0
機械及び装置（純額）	0	0
工具、器具及び備品	106	114
減価償却累計額	88	94
工具、器具及び備品（純額）	17	19
土地	56	56
リース資産	70	70
減価償却累計額	31	45
リース資産（純額）	38	24
有形固定資産合計	250	232
無形固定資産		
商標権	2	2
ソフトウェア	36	213
ソフトウェア仮勘定	117	51
その他	40	40
無形固定資産合計	198	307

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	13,989	14,783
関係会社株式	16,473	15,593
出資金	3	2
長期貸付金	35	23
従業員に対する長期貸付金	235	219
関係会社長期貸付金	279	243
長期前払費用	27	18
繰延税金資産	530	244
敷金及び保証金	27	24
その他	247	767
貸倒引当金	189	189
投資その他の資産合計	31,660	31,731
固定資産合計	32,108	32,271
資産合計	37,976	36,137
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	691	-
短期借入金	3,830	3,530
1年内返済予定の長期借入金	<sup>2</sup> 1,000	<sup>2</sup> 1,330
リース債務	14	14
未払金	485	58
未払費用	60	45
未払法人税等	16	26
預り金	<sup>1</sup> 2,150	<sup>1</sup> 2,988
賞与引当金	29	30
その他	-	19
流動負債合計	8,279	8,044
<b>固定負債</b>		
長期借入金	<sup>2</sup> 7,000	<sup>2</sup> 6,170
リース債務	25	11
長期預り金	673	-
長期未払金	52	82
その他	50	42
固定負債合計	7,802	6,306
負債合計	16,082	14,351

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金		
資本準備金	7,147	7,147
その他資本剰余金	1,542	1,540
資本剰余金合計	8,689	8,687
利益剰余金		
利益準備金	959	959
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,747	8,799
利益剰余金合計	10,707	9,758
自己株式	3,503	3,786
株主資本合計	22,785	21,551
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,012	93
評価・換算差額等合計	1,012	93
新株予約権	120	140
純資産合計	21,894	21,785
負債純資産合計	37,976	36,137

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
関係会社受入手数料	1,587	1,590
関係会社受取配当金	362	465
営業収益合計	1,949	2,056
販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 1,604	<sup>2</sup> 1,542
営業利益	345	514
営業外収益		
受取利息	17	38
有価証券利息	470	476
受取配当金	158	170
その他	30	61
営業外収益合計	<sup>1</sup> 677	<sup>1</sup> 745
営業外費用		
支払利息	189	161
金利スワップ評価損	50	-
その他	16	14
営業外費用合計	256	175
経常利益	766	1,083
特別利益		
投資有価証券売却益	38	110
関係会社株式売却益	-	496
その他	-	2
特別利益合計	38	609
特別損失		
投資有価証券売却損	568	-
関係会社株式評価損	75	979
その他	2	12
特別損失合計	647	991
税引前当期純利益	157	701
法人税、住民税及び事業税	7	4
法人税等調整額	73	496
法人税等合計	65	501
当期純利益	222	200

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	6,891	6,891
当期末残高	6,891	6,891
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	8,147	7,147
当期変動額		
資本準備金の取崩	1,000	-
当期変動額合計	1,000	-
当期末残高	7,147	7,147
<b>その他資本剰余金</b>		
当期首残高	599	1,542
当期変動額		
自己株式の処分	57	2
資本準備金の取崩	1,000	-
当期変動額合計	942	2
当期末残高	1,542	1,540
<b>資本剰余金合計</b>		
当期首残高	8,746	8,689
当期変動額		
自己株式の処分	57	2
資本準備金の取崩	-	-
当期変動額合計	57	2
当期末残高	8,689	8,687
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	959	959
当期末残高	959	959
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>固定資産圧縮積立金</b>		
当期首残高	2,205	-
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	2,205	-
当期変動額合計	2,205	-
当期末残高	-	-
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	8,815	9,747
当期変動額		
剰余金の配当	1,496	1,148
当期純利益	222	200
固定資産圧縮積立金の取崩	2,205	-
当期変動額合計	932	948
当期末残高	9,747	8,799



	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	11,980	10,707
当期変動額		
剰余金の配当	1,496	1,148
当期純利益	222	200
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	1,273	948
当期末残高	10,707	9,758
自己株式		
当期首残高	3,637	3,503
当期変動額		
自己株式の処分	134	5
自己株式の取得	0	288
当期変動額合計	134	283
当期末残高	3,503	3,786
株主資本合計		
当期首残高	23,982	22,785
当期変動額		
剰余金の配当	1,496	1,148
当期純利益	222	200
自己株式の処分	76	3
自己株式の取得	0	288
当期変動額合計	1,196	1,233
当期末残高	22,785	21,551
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	746	1,012
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	265	1,105
当期変動額合計	265	1,105
当期末残高	1,012	93
評価・換算差額等合計		
当期首残高	746	1,012
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	265	1,105
当期変動額合計	265	1,105
当期末残高	1,012	93
新株予約権		
当期首残高	130	120
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	19
当期変動額合計	9	19
当期末残高	120	140

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	23,366	21,894
当期変動額		
剰余金の配当	1,496	1,148
当期純利益	222	200
自己株式の処分	76	3
自己株式の取得	0	288
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	275	1,124
当期変動額合計	1,471	108
当期末残高	21,894	21,785

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を除く)は主として定額法、その他は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～47年
その他	5年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

#### 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5．引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 【会計処理の変更】

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

## 【表示方法の変更】

### （損益計算書関係）

前事業年度において独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除売却損」は、金額が僅少となったため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に含めて表示することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「特別損失」の「固定資産除売却損」に表示していた0百万円は、「特別損失」の「その他」0百万円として組み替えております。

## 【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社に関する注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預り金	2,135百万円	2,971百万円

2 財務制限条項

当社が締結しております平成22年3月2日締結の金銭消費貸借契約に基づく長期借入金（当事業年度末残高3,000百万円（うち1年内返済予定額1,000百万円））について、以下の財務制限条項が付されております。

各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を直前の決算期（含む第2四半期）比50%以上に維持すること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成22年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	- 百万円	74百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社に関する注記

関係会社との取引により発生した主要なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取利息	13百万円	33百万円
受取配当金	51百万円	65百万円

2 販売費及び一般管理費のおよその割合は、販売費1%、一般管理費99%であり、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
役員報酬	166百万円	156百万円
給料	310百万円	366百万円
従業員賞与	140百万円	111百万円
賞与引当金繰入額	29百万円	30百万円
賃借料	94百万円	88百万円
支払手数料	278百万円	229百万円
減価償却費	44百万円	50百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,322,553	159	106,300	3,216,412

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加 159株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプション行使による減少 24,300株

株式給付信託(J-E S O P)給付による減少 82,000株

(注) 当社は、平成21年1月5日取締役会において、従業員の処遇の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-E S O P)」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)へ拠出してあります。なお、自己株式数については、平成23年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式336,500株を自己株式数に含めてあります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,216,412	405,114	4,000	3,617,526

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

会社法165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得による増加 405,000株

単元未満株式の買取請求による増加 114株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式給付信託(J-E S O P)給付による減少 4,000株

(注) 当社は、平成21年1月5日取締役会において、従業員の処遇の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-E S O P)」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)へ拠出してあります。なお、自己株式数については、平成24年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式332,500株を自己株式数に含めてあります。



(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、サーバー、パソコン、コピー機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
子会社株式	15,019	14,039
関連会社株式	125	102

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	505百万円	5百万円
貸倒引当金	36百万円	29百万円
投資有価証券	1,279百万円	1,402百万円
その他有価証券評価差額金	411百万円	80百万円
未払事業税	5百万円	10百万円
その他	131百万円	128百万円
繰延税金資産 小計	2,370百万円	1,656百万円
評価性引当額	1,602百万円	1,315百万円
繰延税金資産 合計	767百万円	341百万円
繰延税金負債		
組織再編に伴う税効果	79百万円	69百万円
繰延税金負債 合計	79百万円	69百万円
繰延税金資産(負債)の純額	688百万円	271百万円

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	157百万円	27百万円
固定資産 - 繰延税金資産	530百万円	244百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	17.6%	3.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	103.0%	31.6%
住民税均等割	3.4%	0.7%
評価性引当額	1.8%	58.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	- %	1.2%
その他	1.7%	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4%	71.4%

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が20百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が8百万円増加し、その他有価証券評価差額金が11百万円減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定するための普通株式の自己株式数においては、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式（平成24年3月31日現在332,500株）について、財務諸表において自己株式として会計処理していることから、「普通株式の期中平均株式数」及び「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」は、当該株式を控除して算出しております。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	631円46銭	635円13銭
1株当たり当期純利益金額	6円47銭	5円82銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6円43銭	5円79銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	222	200
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	222	200
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,427	34,453
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	181	197
(うち新株予約権)(千株)	(181)	(197)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成19年7月24日に発行しましたストック・オプションに係わる新株予約権220,000株(2,200個)は、行使価格が期中平均株価を上回っている為含めておりません。	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	21,894	21,785
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	120	140
(うち新株予約権)(百万円)	(120)	(140)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	21,773	21,644
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	34,480	34,079

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	(株)ソトー	1,595,000	1,245
		(株)三越伊勢丹 ホールディングス	443,489	431
		M S & A D インシュアランス グループホールディングス(株)	138,800	235
		(株)丸井グループ	304,500	210
		(株)千趣会	336,000	196
		(株)コナカ	220,000	167
		伊藤忠商事(株)	150,751	136
		(株)西武ホールディングス	250,000	121
		日本毛織(株)	150,000	96
		三井物産(株)	50,000	67
		その他(13銘柄)	284,181	79
計		3,922,721	2,988	

【債券】

銘柄		券面総額	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	5.00%イギリス国債	19,000千GBP	2,771
		5.25%オーストラリア国債	35,000千AUD	3,255
		6%オーストラリア国債	16,000千AUD	1,514
		4.25%ドイツ国債	13,000千EUR	1,926
		4%カナダ国債	22,000千CAD	2,306
計		-	11,774	

【その他】

銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	(投資事業有限責任組合) アガニアリゾートクラブ	□ 1	20
計		1	20	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	223	-	-	223	92	6	130
構築物	0	-	-	0	0	0	0
機械及び装置	0	-	-	0	0	0	0
工具器具及び備品	106	8	0	114	94	6	19
土地	56	-	-	56	-	-	56
リース資産	70	-	-	70	45	13	24
有形固定資産計	457	8	0	465	233	26	232
無形固定資産							
商標権	2	-	-	2	0	0	2
ソフトウェア	222	200	166	256	43	23	213
ソフトウェア仮勘定	117	131	197	51	-	-	51
その他	43	-	-	43	2	-	40
無形固定資産計	386	331	363	354	46	24	307
長期前払費用	45	-	8	37	19	9	18

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	195	1	5	1	189
賞与引当金	29	30	29	-	30

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権の回収によるものであります。



(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金	
当座預金	120
普通預金	978
計	1,098
合計	1,099

受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株ファシック	182
株トゥモローランド	60
ワキタ株	48
株エヌ・ケー・クラシック	39
株マスザキヤ	26
その他	248
合計	605

(b) 期日別内訳

期日	平成24年4月	5月	6月	7月	8月	9月以降	計
金額 (百万円)	177	145	114	140	7	18	605

固定資産  
関係会社株式

区分	株数(株)	金額(百万円)
㈱ニューヨーカー	86,583	4,485
㈱ガイドーインターナショナル	200,000	595
㈱ダイナシティ	200,000	701
大都利美特(中国)投資有限公司	30,000,000	2,737
大同利美特(上海)有限公司	11	4,077
上海紐約克服装販売有限公司	3,490,000	411
大同利美特時装(上海)有限公司	3,000,000	373
㈱オンワードホールディングス	2,149,504	1,450
㈱ブルックスブラザーズジャパン	4,000	102
その他(12社)	14,024,060	658
合計	53,154,158	15,593

流動負債  
短期借入金

区分	金額(百万円)
㈱みずほコーポレート銀行	1,130
住友信託銀行㈱	1,130
㈱三井住友銀行	1,270
合計	3,530

(注) 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。

預り金

区分	金額(百万円)
㈱ニューヨーカー	1,611
㈱ダイナシティ	1,354
その他	22
合計	2,988

固定負債  
長期借入金

区分	金額(百万円)
㈱みずほコーポレート銀行	2,000
住友信託銀行㈱	1,670
㈱三井住友銀行	500
シンジケートローン	2,000
合計	6,170

- (注) 1. 株式会社みずほコーポレート銀行を幹事とする金融機関9行により構成されたシンジケートローンであります。  
2. 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月29日
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所	特別口座 住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都中央区八重洲二丁目3番1号
株主名簿管理人	特別口座 住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
取次所	住友信託銀行株式会社本店および各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告（ホームページアドレス <a href="http://www.daidoh-limited.com/">http://www.daidoh-limited.com/</a> ） ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告します。
株主に対する特典	毎年3月31日現在の単元株以上所有の株主に対し、当社の関連商品を送付します。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更し、以下の通り商号・住所等が変更となっております。

取扱場所	特別口座 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株主名簿管理人	特別口座 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取次所	三井住友信託銀行株式会社本店および各支店

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第88期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)  
平成23年6月30日 関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月30日 関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第89期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)  
平成23年8月10日 関東財務局長に提出

第89期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)  
平成23年11月14日 関東財務局長に提出

第89期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)  
平成24年2月14日 関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号  
の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書  
平成23年7月8日 関東財務局長に提出

#### (5) 自己株券買付状況報告書

平成24年3月7日、平成24年4月5日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月29日

株式会社ガイドーリミテッド  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川昌美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 滑川雅臣

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唯根欣三

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイドーリミテッドの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイドーリミテッド及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ガイドーリミテッドの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ガイドーリミテッドが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

株式会社ガイドーリミテッド  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川昌美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 滑川雅臣

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唯根欣三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイドーリミテッドの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイドーリミテッドの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。